

● 窓口にとられた方の本人確認にご協力を！ ●

「戸籍法」「住民基本台帳法」の改正により、5月1日から戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの交付申請に来られた方の本人確認をさせていただきます。

これは、第三者が本人になりすまし、不正な手続きを行う例があることから、その防止と個人情報保護のために行うものです。

*本人確認の対象となる申請など

- ・戸籍法で規定する戸籍謄本・抄本の交付申請及び戸籍に関する届けなど
- ・住民基本台帳法で規定する住民票の写しの交付申請及び住民異動届など

*本人確認のため提示していただくもの

(1点提示～顔写真付きのもの)

- ・官公署発行の運転免許証・パスポート・住民基本台帳カードなど顔写真付き証明書

*上記の本人確認書類をお持ちでないとき

(2点提示～顔写真なし)

- ・国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・各種年金証書・その他

※代理人の方には委任状などの書面により代理権限の確認も行います。



問合せ 総合窓口課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111（内線 142）

● 地域の花壇等の管理をされているみなさんへ ●

昨年に引き続き花やぐまち事業（助成事業）実施により助成団体を募集します。

この助成事業は、地域の皆さんが花と緑を育て、公共性の高い場所を緑化し緑豊かな街づくりへの参加と実践を進めることを目的とします。	
助成条件	活動を継続することができる町内会、商店会、子ども会、老人会等の団体
助成限度額	植栽する花苗や球根の費用を一部助成します。（上限2万円）
助成募集团体数	10団体
申請方法、問合せ先	市役所農林水産課内 行方市緑化推進協議会へご連絡ください。 ☎ 0291-35-2111

行方市緑化推進協議会は、緑の募金により運営されています。

シクラメンの夏越しについて

4～5月頃になると花が咲かなくなってきました。

10日程かけて株の様子（葉が萎れないか）をみながら徐々に屋外での空気と直射日光になり、遅霜に当たらないように屋外で比較的明るい半日陰（木漏れ日程度）に置いてあげましょう。

無事に夏越しできたシクラメンの球根は9月上旬に植え替えましょう。

9月上旬頃、専門家による植え替え教室を開催します。（詳細は後日市報掲載予定）